

- ▼診療放射線技師
小野寺 佑介
- 診療放射線技師長
畠山 透
- ▼薬剤師
和泉 秀祐
- 薬局長 矢作 智恵子
- 児玉 寿美
- 佐々木 省吾
- 小野寺 さおり
- 谷口 直子
- 森 朋代
- 水内 留理子
- 森上 尚美
- 中屋 ひろみ
- 藁谷 貴子
- 茗ヶ原 さとみ
- 泉 瑞恵
- 高橋 芳枝
- 平賀 保子
- 斉藤 庄子
- 高木 利恵子
- 谷越 早苗
- 坪田 恵子
- 鉛口 静香
- 村本 泰子
- 鈴木 洋子
- 佐藤 一

- ▼臨床工学技師
小林 隆憲
- 黒澤 修
- 亀田 政克
- 中谷 靖
- 村本 卓也
- ▼栄養師
池本 純子
- ▼介護支援専門員
森 憲造

先月に引き続き、役場の組織について紹介させていただきました。

皆さんの声を聞きながら、もっと日高町のことを知っていただけるよう、今後も様々な分野のことを紹介していきます。

雇用保険制度が改正されました

「雇用保険等の一部を改正する法律」が、本年4月1日から施行されました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

派遣労働者やパートタイマーが被保険者となる基準が

「6ヶ月以上の雇用見込み」→「31日以上雇用見込み」に緩和されました。

2 雇用保険料率の変更

平成22年度の雇用保険料率が、1000分の4.5引き上げとなりました。

3 季節的に雇用される方の適用要件の緩和

パートタイマーであって、季節的に雇用される方は、被保険者にはなれませんでした。次のいずれの要件も満たしている場合は、短期雇用特例被保険者に該当することになります。

季節的に雇用される者であって

○4ヶ月を超える雇用見込みがあること

○1週間の所定労働時間が、週30時間以上であること

4 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後施行予定）

事業者から資格取得届が提出されていなかったために、未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年間前まで遡及適用が可能でした。

施行日以後は、事業主から雇用保険料を天引されていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて遡及適用が可能となります。

詳しくは、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。